

## 第 1 回石垣市自治基本条例審議会議事録

## 第1回 石垣市自治基本条例審議会 議事録

日時：令和2年9月3日（木）14時～15時30分

場所：石垣市役所 第2会議室

出席者：【会長】新里 裕樹      【副会長】泉水 朝順  
          【委員】小浜 美佐子 吉本 隼 黒石 高子  
                  平良 智子 吉竹 法子 池原 優

事務局：本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それではただ今より石垣市自治基本条例審議会の委嘱状交付を行います。会長あいさつまでは、開会を含めまして、事務局で進行させていただきます。私は事務局の多宇と申します。よろしくお願いいたします。それでは、会次第に沿って進めてまいります。はじめに委嘱状の交付を行います。

～委嘱状交付～

事務局：続きまして、市長よりごあいさつ申し上げます。

市長：皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、改めて日頃より市政運営にご協力を賜りますこと改めて感謝申し上げます。この度は石垣市の自治基本条例の審議会ということでございまして、委員の皆様にはお引き受けいただきまして、また、公募の皆様にもご応募いただきまして大変ありがとうございます。

本市におきましては、平成22年度に石垣市自治基本条例を施行いたしております。その後、平成27年度に見直しを行っておりますが、おおむね5年に1度、見直しをしなければならないということになっておりまして、本年がその時期になっております。本審議会におきましては、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきながら現状に即した自治基本条例という形になりますので、条例の見直しについては改廃を含めまして、いろいろとご助言をいただければというふうに思います。また、活発なご審議いただく中で、よりよい石垣市づくりへのお力添えをいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：これより第1回石垣市自治基本条例審議会を開会いたします。はじめに、会長及び副会長の選出を行います。

石垣市自治基本条例審議会設置条例第5条に基づきまして、会長、副会長は互選となります。

どなたか立候補はいかがでしょうか。

事務局：特になければ、事務局より提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

事務局：事務局の方で提案させていただきます。

会長に 新里 裕樹 様

副会長に 泉水 朝順 様

以上の方をご提案いたします。

よろしいでしょうか。

事務局：ありがとうございます。

では会長に新里 裕樹 様

副会長は泉水 朝順 様

に決定をいたしました。

続きまして、本審議会は、市長の諮問に応じまして、答申するものとなっております。諮問をします。

～諮問～

事務局：市長は、この後公務がございますので退室します。

事務局：新里会長、ご挨拶をお願いします。

会 長：本日、石垣市自治基本条例審議会の審議会委員ということで、皆様それぞれの職業や団体から集まっていると思います。会長として任命させていただきましたので、諮問に対して皆様と一緒に意見をまとめ、答申までたどり着けるよう精一杯頑張りたいと思いますので、本日の会議が実りある石垣市の発展のためにつながる会議となりますようにどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、議事について入りますが、本審議会の公開につきまして委員の皆様と協議を行いますので、大変申し訳ありませんが、マスコミの皆様はご退室をお願いいたします。

事務局：それでは、これより先の進行につきましては、会長にお願いを致します。よろしくお願い致します。

会 長：それでは、これよりの進行は私のほうで務めさせていただきます。

まず、限られた時間でございますので、円滑の審議会運営に努めていきます。皆様のご協力お願いいたします。

それでは最初に、おはかり致します。

この審議会の公開についてですが、事務局から考えはありますか？

事務局：この委員会を、マスコミ、傍聴に公開するか、というところですが、公開することがやはり望ましいかと考えております。

しかし、委員の皆様への、ご配慮、具体的には誰が、どのような発言をしたのか、というところが容易に特定されるということで、委員ご自身へ何か、心無いようなことがあってはならないということから、一定の配慮はやはり必要だと考えております。

したがって、公開と配慮の双方を考慮し、マスコミへは公開いたしますが、傍聴はお断りをするということで配慮したいと考えております。

市民が内容を知りたい、という要望につきましては、議事録を公開することとして、そのことで市民は会議内容を知ることができると思います。

その際、会長は別にして、委員個人の発言が特定されない形にするということで、先ほども申しあげた委員個人の方への配慮、というふうにさせていただきたいと考えています。

つまり、公開はマスコミのみで、市民の皆様へは、議事録の公開で内容を知っていただくということが望ましいかと考えます。

その際は発言者が特定されないように配慮をするというものです。

以上です。

会 長：まとめますと、公開はマスコミのみ、そして市民に対しては議事録を公表するという形で公表する。そして、その公表の際にあたっては、私、会長以外は、個人が特定されないような配慮をもって公開するというふうになってます。

こちらで皆様よろしいでしょうか。

会 長：よろしいということですので、マスコミ入室ということでよろしいでしょうか。

会 長：マスコミの皆さまよろしくお願い致します。

それでは進行します。

はじめに資料の確認をいたします。事務局お願いいたします。

～資料確認～

会 長：それでは進行いたします。

続いて議事についてです。

議事 1 番、石垣市自治基本条例概要説明とこれまでの状況についての説明、それと続きまして②番審議会の進め方について、そちらを合わせて説明したいと思います。

こちら 1、2 と合わせて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは事務局の方、どうぞよろしくお願い致します。

～資料説明～

会 長：ここまでの説明について何かご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

何かございませんか。例えば、この条例に基づいて実施してきた取り組みであったり、3 ページの前回の見直しという部分で、実施された項目が書いてありますが、不明点など確認いただいて、そういった情報を共有しながら、見直しに向かっていけたらと思いますので、引き続き意見、質問をどうぞよろしくお願い致します。

会 長：確認の意味も踏まえて、本審議会の進め方の中にある市民意見募集とパブリックコメント、第 22 条にある意見公募の手続きという部分に関するのですが、こちらの意見を聴取する手段はどんな形で行うようになるんですか。

事務局：パブリックコメントの実施方法につきましては、市のホームページと本庁舎、図書館、健康福祉センターに案を置き、意見様式、回収箱を置いて、新聞等でも周知をして市民の皆さまに広く知っていただく形で取り組んでいきたいと思っております。

委 員：パブコメ前の第 2 回のところで、条例案まで作り上げるということでもいいんですか。議論の進捗によってはという話なんです。

事務局：はい。

そこを目指したいと思っています。

会 長：第二回までには案をある程度ということで、共通認識のもと本日の会議を進めてまいります。

他にご意見ございますか。

会 長：オーバーツーリズムが起こるのではないかと言われていた社会情勢から新型コロナ禍で一変して、どうやって観光客を、どうやって経済を回していこう、となっている今の情勢で、1点気になる点なんですけども、前回の見直しで「観光振興」という部分で、どういうふうな実施をしてきたのかという、これまでの観光のことについてになると思うんですけど、それをふまえて、これから重要となってくるのが地産地消の推進がものすごくやっぱり自立型経済を目指していくという部分で、外に頼りすぎると今みたいな窮地に陥ってしまいますので、そういった視点でこれまでの実施になると思うんですけど、こちらをご説明をいただけたらと思います。

事務局：観光振興につきましては、今会長がおっしゃったとおり、今回のコロナ禍の影響で、だいたい本市も冷え切ってきたところかなと思うんですが、これまでの見直し以降で、観光客もどんどん増えて右肩上がりが増えてきて、それは海外プロモーションを実施してきたというところの効果が出てきたのかなと思います。南の島の星まつりの誘客や石垣島マラソンなどを通して、広く石垣市の取組み等を国内外に周知してましたので、そのあたりで観光につながった部分も大きいかなと思います。

地産地消につきましては、給食センターで、まぐろやモズクなど地元の食材を利用したり、パインの加工施設でパインをピューレ状にして、それを料理の材料にするという取組みを補助金を活用して整備して、そちらを民間で継続して展開をしていただいています。地元の人気のある食材を提供する準備に施設を整備したりなど、さんばしマーケットで地元の業者が一堂に会して、それぞれの、特産品や自慢の食べ物をお客さんに提供するというのもやっております。そういったところが地産地消に大きく貢献したかなと思っております。

会 長：地産地消という部分の第 31 条になるんですかね。「市は地域の資源を活かした安心かつ安全な生産物の地産地消の推進を図るために市民・生産者及び関係機関と連携し地産地消の推進に関わる必要な施策を講ずるものとする」これが本当に重要になってくると思いますので、既に実施されていたというのを聞いてすごく安心しております。こういった形で条例というのはすごく重要になってくるんですよね。この冒頭、市長が挨拶されましたように、市の行政、市政の運営定義だったりとか、そういった根底になって、市民のあり方だったり、行動の仕方だったり

いうところにもなってきますので、そういった観点を踏まえて進めていけたらと思います。このような形で気になる項目があれば、質問して情報を自分に落とし込んでいながら、進めていけたらと思いますのでよろしくお願いします。

会 長：実施を確認したいんですが、前回の見直しで、防犯・交通安全、防災対策。特に防災対策という部分で、コロナが来てしまってから防災対策の実施というのはまたあるのかなというのを思いましてまたお聞きできたらと思います。

事務局：防災対策につきましては、市民の皆様にはいち早く災害情報をお届けしなければならないということが鍵だと思います。これにつきましては、防災無線の設置を行っておりますけれども、これまでのアナログの電波をデジタル化しないといけないということがありまして、今年度、全部で確か40局だったかと思うんですが、年度で分けて順次デジタル化に移行してきております。今年度は17局を整備しデジタル化に移行する予定です。今年度ですべての防災無線局のデジタル化が完了するところです。防災無線、スピーカーから聞き取りにくいという声もありますので、各個人の家にラジオを配付して、そのラジオからも緊急時には強制的に音声が発信されるような物があるということで、そちらを各戸に貸与予定となっております。コロナ禍で避難所をどのようにやっていくかということについては、石垣市もやはりコロナの対策、避難所における対策も万全にしないといけないというところで、個別のブース的なものに分けられる材料を備蓄して、避難所開設の際には、そういう簡易的な設置にも取り組んでいると聞いております。

会 長：こちらもすべて第33条などで危機管理と災害予防にうたわれていて、それに則ってちゃんと実施されていると感じました。  
何かご質問等ございましたら、よろしくお願いします。特になければ、進行していきたいと思うんですけども。

委 員：今、答えてもらったものは、何条にあるんですか。

会 長：1項目ずつ第何条で実施になっているのか、というようなことについて、回答を頂けますか。

事務局：第4次総合計画後期基本計画の策定につきましては自治基本条例の第14条に規定されております。こちらの中で総合計画の策定を行っております。情報公開と個人情報保護の実施につきましては第16条で、個人情報の保護につきましては第17条。

行政組織の改変につきましては第 19 条。

女性雇用の啓発につきましては、女性雇用は第 20 条で謳っております。

行政評価の実施につきましては第 24 条。

男女共同参画の取組みにつきましては第 25 条。

参画及び協働の推進につきましては第 26 条。

待機児童の改善につきましては第 29 条。

地産地消の推進につきましては第 31 条。

防犯・交通安全・防災対策につきましては第 32 条、33 条。

自然環境の保全につきましては第 34 条。

文化の継承・発展につきましては第 35 条。

コミュニティづくりにつきましては第 36 条。

平和活動につきましては第 37 条。

教育につきましては第 38 条。

観光振興につきましては第 39 条。

国内外の交流につきましては第 40 条と 41 条となっております。

会 長：ものすごくしっかりと分散されて全部取り組まれているということですね。

ご質問がないようでしたら次の見直しについてに進行してまいりたいと思います  
が、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

会 長：続きまして 3 番項の見直しについて進めていきたいと思います。

それでは今回の見直しについて事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局：この議題につきましては、今回第 1 回ということもあり、特に資料は用意しており  
ません。理由といたしましては、本条例が取り扱う範囲が、非常に幅広く、多岐に  
わたることと、5 年間という長い期間における社会情勢の変化を踏まえる  
こと、このような背景の中、人それぞれ感じ方の違いなどもあるかと思いたすの  
で、事務局から決めた見直し案を一方的に提示するのではなく、皆さまの議論に応  
じて、見直しの必要性の有無も含めてフリートークという形でも構いませんので、  
まずは、委員皆さまのご意見を伺いたいと考えております。よろしくお願い致しま  
す。

会 長：事務局より説明がありましたように、今集まっている様々な団体、業種そういった  
人が今回委員として集まっております。その自分の持ち場の意見であったり、個人  
的観点の多角的な意見を聴取したうえでしっかりと条例を見直してまいりたいと  
思いますので、先ほどもありました、フリートークでも構わないということですよ

で、あまり気負わずに思ったことを話しながら、また意見を集められるような本審議会にしていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。こちらは各一人ずつ思う所を話していただけるのがベストの形でございますので、私からの指名制でよろしいでしょうか。よろしく願います。

委員：条文全体を読んだ際に、私の方で特に気になった点、最近、裁判になってた件ですけども、資料の4番の18ページ、条例第27条と28条の関連でなんですけども、住民投票を実施することができるという、これ自体は、非常に市民の方たちが参加されるというところで大事なのかなというのはあるんですけども、28条との兼ね合いで、どういうことができるのか、どういう場合に市としてどういうことをしなければいけないのか、というところが分かりにくく、やや整合しないところもあるのかなと思いました。

具体的に、27条の第1項のところで「市長は、市政に係る重要事項について市民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる」

ということで住民投票を前提として実施するための条例が制定されているということになっています。

第2項は、その住民投票の結果を尊重しなければいけないということになっていて、住民投票に関しては、次の第28条においても規定があります。

28条の1項ですが「市民のうち石垣市の選挙権を有している方たちは、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1、25%以上の方々の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる」

ということになっています。で、ただ、先ほど27条で確認した通り、市長としては、住民投票を実施する前提となる条例がないと住民投票ができないということになっていて、おそらく住民投票一般に関する条例はないのかなと理解しておりますが、第3項で、「市長は、必要に応じて、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる」

要は、市議会に住民投票をするための条例案を上程する形で住民投票の発議を行うということだと思いますが、そのあたりの住民投票の実施というところと、住民投票を前提とした条例の制定、発議であるとか、その制定の必要であるとかというところが、27条、28条では、やや整合しないところがあるように思います。これに関しては、裁判になり、一審でその判断が出てると理解しておりますが、この辺りについても裁判所としてもそこまで言っているかどうかちょっと別ですけど、この辺も争点になるのではという理解です。この辺りはそういう意味で色々と今後の紛争の議題にもなりえるところではありますので、変更改廃含めて検討する

べきかと思います。ちなみに 28 条 4 項もかなり要件が厳しい。25%以上の人たちの連署がないと 28 条に基づく請求ができないということになっていて、かなりハードルが高いものにはなっているんですが、条例の制定請求であれば地方自治法上そこまでの要件ではないはずですので、むしろそちらの法律を使って、条例請求を求めるということでも道としてはあり得ることも考えると、これがなくなったとしても特に市民の方たちの権利関係というのは阻害されるわけではないのかなと今のところ考えております。このあたりの整合性に関して、条例の連続する条文番号の中でのところですので、私としてはそこが気になったところであります。

会 長：すごく議論の余地があるところかなと思われま。後ほどこちらに対しても皆さまでご意見をまとめていきたいとおもいますのでどうぞよろしくお願いいたします。

委 員：20 ページの 11 章、「文化の継承、発展及び創造」というところで、とても素晴らしい条例だと思いますけど、3 のほうの「市は伝統的な文化をはじめとする多様な文化の継承、発展及び創造を図るために、市民一人ひとりが、身近に郷土の歴史、伝統文化に触れ親しむことができる機会の拡充を図り、文化活動の推進に関わる環境の整備に努めるものとする」というところで、文化の継承はわかりますけど、保存まで入ったらなと思います。やはり文化は、有形、無形、形あるものないもの、というのがあるとおもいます。それで我々の祖先は、素晴らしいものを子どもたち、次の世代に伝えるということ、保存していかないといけないと思っています。それで今、我々があるものは次の世代まで伝えていく、保存していかないといけないということで、保存まで入ったらと思います。

それともう 1 つ。21 ページの教育環境づくりの推進の中で、これも非常によく考えられて、教育環境づくりの推進ということで 38 条「市民は事業者及び市は、本市の将来を担う児童・生徒の健やかな成長及び郷土愛を育むための教育に取り組むとともに、国際化、情報化社会等、様々な社会の変化に対応できる人材の育成に努めるものとする」ということで、教育の有効と将来にわたっての発展的なものと、それと郷土愛ということですので、両方が両立できるようにということを書いてあると思います。それを持っているかどうかということが、その辺をもう少し聞いていきたいと思っています。私も教育現場にいましたが、人権教育の大切さということで、子ども達の色々な問題があります、引きこもりとか、不登校とか。それが大人になっても社会に出ていかない大人がいるということで、お互いの人権を大事にし、こういう教育や福祉の大事さというものを日々感じていて、また、大変だなと感じています。

会 長：1 点ずつお答えできるもの、もしくはニュアンスが違う、例えば 4 番にそのニュア

ンスで入っているなど、答えられる範囲があればお答えしながら進めて、お答えできないところとまた、やっぱりそうだなということがあったら最終的に議論していきたいと思いますので、そのような進め方でもよろしいでしょうか。

先程一番目に出た 20 ページで、文化の継承と発展及び創造の 3 番項にあたる部分で後ろに継承と発展とありますが、保存という部分に関してというご意見でしたが、事務局から回答ございましたらお願いいたします。

事務局：第 35 条につきましては、第 4 項の「文化財を適切に指定し、その保存と活用を図るものとする」とあるんですが、平成 27 年度の見直しの時にこの 1 項だけ追加されているものなんですが、確かこの時の議論は、「文化財」いわゆる、形があるものの保存について委員から要望が出て、追加という結果になったと思うんですが、たしか文化財には有形、無形があるというところで、確かに文化についての継承だけではなく、保存は確かにあった方がいいのかなと思うところではあります。38 条において、子ども、小・中学生の教育だけではなく、それが大人になってもこの不登校の問題が、大人になって社会に出られないということに繋がっていくというサポートがしっかり必要なんじゃないかなということは認識していますが、このことにつきましても、どのような書きぶりで、どう書いたほうがいいのか、それともどこかでこの分についてカバーできるんじゃないか、というのは、これから私たちの方で検討させていただきたいと思います。

会 長：現状、人権教育について深く書かれているのかといたら、そうじゃないかなというような解釈で大丈夫なんですか。

事務局：人権教育につきましては、取組を行っているところなんですが、自治基本条例の書きぶりに足りないところがあるか確認したいと思います。

会 長：どんなものに対しても適応するように条例というのは書かれているから、今、ご指摘のお気づきになった部分というのは、本当に多くの人も共感する部分があると思いますので、こちらもまたご確認していただきながら、またそれに適した文章に変えていけたらと思います。

委 員：第 2 条の 3 項、4 項の「農業委員会及び固定資産評価審査委員会」と書かれていますが、固定資産について、自分が持っている資産をどのように評価して税金になっているのか。納めている金額と何年後かになると税が上がっていた。窓口で聞くとそんなに詳しいことまでは聞けなかった。どのように評価を上を上げて、金額が上がっているのか。下がるということはない

が、ちょっとこちらの方に該当するかどうか分からないが、自分の身の周りのことで聞きたいというのがあって、これを質問します。

会 長：固定資産税がどうなっているかということについて、住民からすると不透明感がすごくあるということで、条例が直接的にどの分野に関わってくるかということは調べないといけないところではあるが、逆にこのへんの条例の組み込みは、現在のところ携わるところないですね。

事務局：はい。

会 長：運営や市政のありかた、企業のあり方など、市民のあり方というところをうたっているのが基本条例という解釈でいいですかね。

事務局：個別の内容や細かい内容を条例の中に入れるとおそらくものすごいボリュームになってしまう。そこを大きい分野ごとに、色んな内容に対応できるような内容になっているかと思いますが、固定資産評価の評価部分とそれが税にどのように直結しているのかは、疑問を感じる場所ですかね。

会 長：説明責任などの項目はなかったですか。そこに固定資産税のみならず、市民税とか、そういったところも表記というか、もしかすると市政運営に関わってくるといふようなとりかたもできるのかと思いますので、この件も前向きに進めていけたらと思います。説明責任について、教えていただけていいですか。

事務局：18条です。

会 長：18条「市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、施策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するように努めなければならない」  
評価という部分も今言ったのが入ってくるかもしれませんね。大きな枠では入っていますので、この文言がそのままあてはまるのか、それとも改定が必要なのかというところで、進めていけたらと思います。

委 員：23条に関連するかと思います。今の話でいうと第3項18ページの23条。

委 員：今のお話が固定資産評価審査委員会に対しての要望かと思うんですけど。

会 長：いろいろ絡んでくるところがあつて、責任説明でうまく解決するのか、また、こちらでもわかりやすく表記するのかというところも含めて今の説明の部分、評価なども不透明が感じられる部分に対しての条例もしっかりともんでいきたいと思ひますので、ありがとうございます。

委 員：実務的な手続きに携わってまいりましたが、基本条例を改めて読ませていただいて、42 条の「この条例は、市政運営の最高規範であると」そこまでうたっているので緊張しているところであります。最高規範、市政運営の地方自治法であつたりとか、この条例に則つて市政は運営されていると理解してよろしいでしょうか。

事務局：市に色んな条例が広くありますが、条例の優劣はないと思いますが、この自治基本条例がこちらで謳っている通りのままかと思ひます。

委 員：訴訟があつたのは、条例の解釈をめぐつて、あるいは運用をめぐつて、何らかの齟齬といひますか、第 27 条と 28 条をきちつと整理しないといけなひのではないかなと思ふところでありまふ。第 2 条の「用語の定義」に、条文を読むのにあつてはスタートになりますので、この定義をきちつと定義されてるのかなといふ部分で、疑問に思つたんですが、事業者、市民ですね。

市民といふ用語の定義として「市内に住み、市内で働き学び活動する人」といふのが、しつくりいかなひ用語の定義じゃないかなとそういうように私は思ひます。それから 2 項の事業者等といふところですが、「市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体」に、事業者といふのは個人事業者も入りますので、「団体」といふ定義はいかなひものかと思つていふところでありまふ。

それから、先ほど住民投票の 27 条と 28 条についてはちよつと整理する必要があるのではないかなと思ふところでありまふ。

それから 30 条 2 項ですが、努力目標的に書いていふのでしようが、健康づくりに努めるといふ、問題ないと思ひますが、努力目標が条例の中にあるんだなといふことを感じていふます。27 条と 28 条は整理する、整える必要があるのではないかなと思つていふます。

会 長：本当に言われてみて確認すると少しくエスチョンがつくようなこともございまふした。今の件に関して事務局、何かご回答できる部分が、今この現条例で、本条例の中でこういう解釈がありまふといふような答えがあるのであればお願いして、そこはそうだったかなと思ふんであればそのまま進行して、議論、意見交換をしていふきたいなと思つておりまふ。

事務局：市民・事業者等の定義であったり、27条、28条につきましては、委員会で色々議論していただいて、という所かと思います。

会 長：改定すべきかもしれないなという内容になってるということですね。

27条、28条についてもやはり整合性がとれていない部分もあるのかなと思います。しっかりと意見交換していきたいと思います。

1点だけ確認なんですけど、全く違う視点の30条の件。こういった努力目標的なのも当然、条例として加えて残していくべきというように考えて、捉えていいんですか。これからの見直しにあたって。

事務局：自治基本条例のいろんな条文の中で、努めるものやしなければならないなどの書きぶりになっているかと思うので、「健康づくりに努める」というところも、努力義務的な内容かと思います。

委 員：23条の3項について、「市民の意見、要望、苦情などの対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表するよう努めなければならない」

執行機関がそこまでしなければならないのかなとクエスチョンマークがついています。受け止めて改善すればよいのではないかな。こういう意見がありましたなんて公表する必要まであるのかと、正直言って読ませていただいて感じたところであります。あくまでもほんとに一般的な条項を読ませていただいて感じたところの率直な意見です。

会 長：条例に適正にあるべきなのかというところも踏まえて、また意見を交わしていけたらと思いますので。

委 員：37条の2、子ども達について。

先ほどもおっしゃっていたと思うんですが、不登校やひきこもりの子供たちが増えているが、どうされているのかなと。

教育環境づくりの推進という部分です。地域、学校であったりという所の関連した推進、具体的な活動、取組みとか、どのようにされているのか。

会 長：教育環境づくりの推進という部分について、地域、学校であったり関連した推進、取組みというところの現状、ご説明の程お願いしたいと思います。

事務局：不登校の取組みにつきましては、青少年センターの方で不登校の小中学生の勉強だけじゃなくて色々な体験をさせたり、最近は、パソコンをセンターに整備して、これ

からの時代、パソコンを使用できないといけない等、色々課題もあるようなので、  
そういうこともできるような取組みをやってしていると聞いています。各学校にもそ  
ういう専門家がいらっしゃって、そういう子どもたちの相談にもしっかり取組ん  
でいると聞いています。

委 員：あやばに学級に、学校にいけない子どもたちが来ますよね。その場所、学級の建物  
やそういう環境が、果たして本当に不登校の子どもたちにいい環境かなど。これか  
らどのようにしていくのか、具体的な案はないのか。

事務局：確かに今、あやばに学級もそうなんですけど、青少年センターも、建物がだいぶ老  
朽化しているということで、その場所移転が必要なんじゃないかというところで、  
それにつきましては議論半ばでありますので、移転に向けていろいろ調整はおこ  
なっているところです。

会 長：こちらのご意見に関しまして、人権教育に関しても、正直なところ、そういった  
教育の当たり前に推し進める部分ということに関しては、明記されているのかな  
と思いましたが、人権教育、不登校等そういったネガティブに見える部分に関して  
も、明記した方がひょっとしたら、今言っていたこういう運動のもととなる芯があ  
るから、こういった取組みを実施しないといけない、こういった施設を増やさない  
といけないというふうな発展的な話にもなってくると思うので、こちらもしっか  
りと話し合っていきましょう。

委 員：第2条の1番項、2番項、市民の定義が、例えば納税者だったりするのか、住民票  
がある方にするのか、ちゃんとした定義を持った方がいいかと思います。1番項、  
2番項は、27番、28番の住民投票にも関わってくると思うので、こことここはし  
っかり議論していきたいなというのがあります。

自治基本条例が施行された経緯もなかなかわからないんですけども、これがなか  
った場合、どのような問題があるのか、全国的に見ても制定率20、30%ぐらいだ  
と思うんですけど、なかったとしたら、この説明責任とかがなくなってしまうのか、  
と思うところなので、廃止案も含めて検討していきたいなと思います。

会 長：皆さまと同じ2条の1番項、2番項の定義によってまた27番項、28番項にも絡ん  
でくるのかなと思います。議会でも議題に上がっていた廃止案の件ですね、こちら  
もあつたら、なかったらという部分の両方のご意見があると思いますので、そちら  
も色々議論していけたらと思うんですけども、今の件に関して事務局は、何か議会  
の動き、回答内容だったりとか、委員メンバーに情報共有できるものがあれば。特

に廃止案の提案についてどういふご議論がなされているのかというのを簡単にもし共有できたらなと思うのですが、お答えできますでしょうか。

事務局：廃止案につきましては、去年の12月議会で、議員提案という形で、廃止条例が上程されまして、採決の結果11対10で廃止条例は否決という形になっております。提案の理由が、この自治基本条例が、今の情勢に即しているものになっているものか、と市と議会の二元代表制についての運営に有用なものであるのか、というところの提案がなされた、と記憶しています。

委員：情勢に即しているのか、というのがあるんですけども、自治基本条例を廃止して、新たに馴染みやすい、例えば「まちづくり基本条例」だったり、ネーミングを変えて作り直しをしてもいいのかなと思います。

委員：最高規範というのが、42条に市政運営の最高規範にこの条例が運用されているというのが、これがなければ市政運営はできないというのは。全般的に読んで、それがなければ、市長は市政運営に支障が生じるということであれば、身が引き締まる思いがただけです。最高規範とまでいふべき条例なのかというところで非常に気になったところです。

会長：要するに、結局は内容ですね。基本条例廃止案と言いながらも違う条例を作りたいということで、内容をやはり本当に今に合ったより良いものにしていけばいいのかなというふうに聞いて受け取れたことと、今合わせて、最高規範と銘打っていくのか、それともまた市民の皆さまがなんていうか、まちづくりの体だったり、ネーミングはどうであれ、関わりやすい形というのもまた、今の時代に合わせていくものなのかなと思いますので、こちらもまたご意見、議論していきたいと思っております。

委員：自治基本条例というのが、全国で391個、自治行政で作っており、「自治基本条例」という固い言い方ではなくて「市民共同のまちづくり」であるとか、例えば、「持続可能な観光都市としてのまちづくり」とか、そういう分かりやすい言葉があるというような条例を作っている行政もあって、非常にあることについて特化して作っているとか、色々広範囲に作っているのもいいんですけど、1つ1つがこの薄いというか、それを最高規範としてしまうのならば、ちゃんともっと盛り込まなければいけないというふうに思った次第です。

例えばなんですけども、第15章の観光・まちづくりの推進とかに関しても、例えば那覇市とかでしたら観光振興に対して、やはり、ただ観光を、観光振興してい

ましよう、観光振興推進していきましょう、というだけではなく、良好な観光環境を維持していくためにどうしていくべきか。それから、その観光環境を維持したり、整備や観光の人材育成をどうしていくか、というそういう詳細のことまでは書いていない。

京都とか奈良のような観光の促進でしたら「もてなしのためのまちづくり」とかそういう色んな観点で、いろんな深めた条項が出てきているんです。

ところが、第15章第39条第1項のみになっているというのが、推進はするものの、それ以上に、例えば、人が来るのが我々市民はかなりありがたい反面、やっぱり防犯の面であったり、環境破壊があったり、生活に対しての迷惑な行為とかがあったり、そういうところでよろしくないと思いますので、非常に頑張って作られた条例ではあるんですけど、もう少し深めた作り方にするか、何か一つを特化するような条例にしていくとかいうふうな考え方をしていかないと短い期間にすべてを整えるのは、厳しいのではないかと。

最高規範というものではなくて、より我々の市の現状で特化したものにしていくようなところで、特にはこのコロナ禍で、石垣市が違う方向で石垣市が考えているのと、SDGsのモデル事業として石垣市が認定されたので、そこと地産地消とか観光とか合わせたような新たな条例を作っていってもいいのかなと思っています。

市政運営とかそこらへんの件なんですけども、第15条の健全な財政運営について、基本的には全然透明性のある行政をやるべきであるし、それを公表するということは申し分ないと思うんですけども、24条の行政評価になりますけども、適正で効率的な行政運営を行っていくにあたっては、第3者とかによる外部監査であったりとか、そういうふうに努めていかなければならないではなくて、ある程度、公平で透明な行政を行っていきます、ということを、努力目標ではなくて、外部でも見ていくことができるような文言が私はいいなと思いました。

会 長：ただ今のご意見をもちましてすべての委員より思う所をお話いただきました。頂いた意見ですね、ほんとに真摯に条例に向き合って解決すべきところは解決しないといかんというふうに強く感じた次第でございます。各々また感じることでまた自分が捉えていた意見に対しての反応が見れたのではないかなと思います。そしてこの基本条例の見直しについては、第2回、第3回と開催したのちに、年末の議会に上程していくということで、その前に市長に答申していくという流れになっておりますので、各々がお出しいただいた議題に対して、次回の第2回会議までにある程度のこんな方がいいんじゃないかという素案でも構いません。そこを第2回持ってきていただいて、それに対して作り上げ作業をしていって、そののちに市民から意見を募るという流れで、そういう構築体制も作っていきたいと思っ

ております。そのような流れでよろしいでしょうか。今、すべての事案に対して意見するとたぶんお時間もそうですし、収拾もまずつけられないので、そういう形で今言った意見で少しずつでも訂正を加えて、次回またご提案いただいてご議論できたらと思っております。今の、特に第何条、第何条というのは、私のほうでもまとめておりますし、事務局の方でもまとめております。また次回の案内、その前にもですね、また何条何条についてまたご意見をまとめてよろしく願いますということで案内していきたいと思いますので、皆様、忌憚なき意見を出しつつ、より良い石垣市のために条例に向き合って今後も第2回、第3回と進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、第3番項の見直しについて、こちらもこれにて、閉じさせていただきたいと思っております。皆さまありがとうございました。

引き続き、事務局より連絡事項をお願いいたします。

#### ～事務連絡～

会 長：ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を持ちまして本日のスケジュールをすべて終了となります。これから年末にかけてお忙しい時期かと思われませんが、どうぞ委員に選ばれたことを名誉と思い、少し頑張って作り上げてまいりましょう。これを持ちまして、本日の第1回石垣市自治基本条例審議会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

事務局：ありがとうございました。